

砥部町告示第 191 号

令和 6 年度広田地区地域審議会の開催について

砥部町会議の公開に関する要綱（平成 18 年砥部町告示第 68 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度広田地区地域審議会の会議開催を次のとおり告示する。

令和 6 年 9 月 18 日

砥部町長 佐川 秀紀



審議会等の会議の開催のお知らせ

|                                |                                                                                                   |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 会議の名称                        | 令和 6 年度広田地区地域審議会                                                                                  |
| 2 議題                           | 議事<br>(1) 広田地区審議会の設置期間終了について<br>(2) 広田地区の地域医療について<br>(3) 小田藤華苑使用料助成制度について<br>報告事項<br>砥部町消防団編成について |
| 3 公開・非公開の別<br>(非公開とする場合は、その理由) | 公開                                                                                                |
| 4 開催日時                         | 令和 6 年 9 月 2 6 日 (木) 午後 7 時から                                                                     |
| 5 開催場所                         | 砥部町ひろた交流センター 2 階 大ホール                                                                             |
| 6 傍聴人の定員                       | 10 人                                                                                              |
| 7 傍聴の手続                        | 別紙傍聴要領に定めるところによる                                                                                  |
| 8 問合せ先                         | 砥部町役場広田支所 電話 9 6 9 - 2 1 1 1                                                                      |
| 9 その他必要事項                      |                                                                                                   |

## 傍 聴 要 領

### 広田地区地域審議会

#### 1 傍聴する場合の手続

(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催時期までに会場受付で氏名及び住所を傍聴人受付簿に記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。

(2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員は10人とします。

#### 2 傍聴できない者

(1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2) のぼり、ビラ、ラップ、拡声器等を携帯している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認めた者

#### 3 会議を傍聴する場合に遵守すべき事項

(1) 会議場における発言に対し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) 会場内において、みだりに発言しないこと。

(3) 会場内において、みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(4) 会場内において、飲食又は喫煙を行わないこと。

(5) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。

(6) 会場内において、写真撮影、録音、録画等を行わないこと。ただし、会長により特別に許可された場合は、この限りでない。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の運営に支障を及ぼす行為をしないこと。

#### 4 会議の秩序の維持

(1) 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、会長及び職員の指示に従ってください。

(2) 傍聴人が3に掲げる諸事項を遵守しないときは、これを注意し、なおそれに従わないときは、退場させる場合があります。

#### 5 その他

(1) 会議中の議事によっては非公開とする場合があります。